

# 平成26年第3回三笠市議会定例会

平成26年9月30日（第2日目）

## ○議事次第（第2号）

- 1 開議宣告
- 2 議 事
- 3 閉会宣告

## ○議事日程

- 日程第1 議案第33号から議案第47号までについて（委報第3号）
- 日程第2 認定第1号から認定第8号までについて（委報第4号）
- 日程第3 議案第49号 議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査について
- 日程第4 意見書案第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書
- 日程第5 意見書案第3号 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書
- 日程第6 意見書案第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 日程第7 意見書案第5号 義務教育無償、義務教育費の財源確保を求める意見書

## ○出席議員（10名）

議 長	1 番 谷 津 邦 夫 氏	副議長	3 番 齊 藤 且 氏
	2 番 澤 田 益 治 氏		4 番 猿 田 重 夫 氏
	5 番 扇 谷 知 巳 氏		6 番 谷 内 純 哉 氏
	7 番 丸 山 修 一 氏		8 番 儀 惣 淳 一 氏
	9 番 武 田 悌 一 氏		10 番 高 橋 守 氏

## ○欠席議員（0名）

## ○説明員

市 長	小 林 和 男 氏	副 市 長	西 城 賢 策 氏
総務福祉部長	右 田 敏 氏	総 務 課 長	松 浦 基 晴 氏
財 務 課 長	中 原 保 氏	企 画 経 済 部 長	中 沢 敏 男 氏
企 画 振 興 課 長	小 田 弘 幸 氏	教 育 委 員 長	折 笠 真 仁 氏
教 育 長	北 山 一 幸 氏	学 校 教 育 課 長	高 森 裕 司 氏
病 院 事 務 局 長	澤 上 弘 一 氏	消 防 長	永 田 徹 氏
監 査 委 員	森 原 裕 氏	監 査 委 員 事 務 局 長	鈴 木 信 之 氏

---

○出席事務局職員

議会事務局長 清水光一氏 議会係長 坂保徳氏

---

◎開 議 宣 告

---

◎議長（谷津邦夫氏） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 議案第33号から議案第47号までについて（委報第3号）

---

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の1 委報第3号議案第33号から議案第47号までについてを一括議題とします。

本件は、さきの本会議において総合常任委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

武田委員長、登壇願います。

（総合常任委員会委員長武田悌一氏 登壇）

◎総合常任委員会委員長（武田悌一氏） さきの本会議において付託になりました議案につきまして、その審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第33号及び議案第34号の条例制定2件、議案第35号から議案第40号までの条例改正6件、議案第41号の協議1件、議案第42号から議案第46号までの補正予算5件、議案第47号の動産の取得1件の計15件であります。

以下、御報告申し上げますが、全議員が委員となり審査を行っておりますので、審査の詳細及び質疑答弁の内容につきましては省略をさせていただき、審査の結果についてのみを御報告させていただきます。

なお、御配付の文書及び資料の説明につきましても省略させていただきますので、御了承願いたいと思います。

それでは、報告いたします。

議案第33号三笠市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準条例の制定について、議案第34号三笠市家庭的保育事業等の設備及び運営基準条例の制定について、議案第35号三笠市税条例及び三笠市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号三笠市証明等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号三笠市営バス設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第38号三笠市予防接種費条例の一部を改正する条例の制定について、議案第39号三笠市共同浴場設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第40号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第41号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について、議案第42号平成26年度三笠市一般会計補正

予算（第2回）について、議案第43号平成26年度三笠市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、議案第44号平成26年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について、議案第45号平成26年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第1回）について、議案第46号平成26年度三笠市育英特別会計補正予算（第1回）について、議案第47号動産の取得については、特段の討論もなく、原案可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

議案第33号から議案第47号までについて、一括して質疑を受けます。

質疑のある方は、発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、議案第33号から議案第47号までについての質疑を終了します。

これより、討論、採決を行います。

初めに、議案第33号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第33号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第33号三笠市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第34号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第34号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第34号三笠市家庭的保育事業等の設備及び運営基準条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第35号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第35号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第35号三笠市税条例及び三笠市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第36号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第36号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第36号三笠市証明等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第37号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第37号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第37号三笠市営バス設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第38号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第38号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第38号三笠市予防接種費条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第39号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第39号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第39号三笠市共同浴場設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第40号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第40号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第40号三笠市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第41号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第41号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第41号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第42号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第42号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第42号平成26年度三笠市一般会計補正予算(第2回)については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第43号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第43号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第43号平成26年度三笠市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第44号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第44号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第44号平成26年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第45号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第45号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第45号平成26年度三笠市介護保険特別会計補正予算(第1回)については、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第46号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第46号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第46号平成26年度三笠市育英特別会計補正予算(第1回)については、委員長報告のとおり原案可決されました。

最後に、議案第47号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

議案第47号について、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

議案第47号動産の取得については、委員長報告のとおり原案可決されました。

---

◎日程第2 認定第1号から認定第8号までについて(委報第4号)

---

◎議長(谷津邦夫氏) 日程の2 委報第4号認定第1号から認定第8号までについてを一括議題とします。

本件は、さきの本会議において決算特別委員会に付託したものであり、委員長より審査報告書が提出されております。

この際、委員長の報告を求めます。

高橋委員長、登壇願います。

(決算特別委員会委員長高橋守氏 登壇)

◎決算特別委員会委員長(高橋 守氏) 決算特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

さきの本会議において付託になりました案件につきまして、その審査の経過と結果についての御報告をさせていただきます。

当委員会に付託されました案件は、認定第1号から認定第8号までの決算認定の8件であり、以下、御報告申し上げますが、審査の詳細及び質疑答弁の内容につきましては、今回、議長を除く全議員が委員となり、また議長の委員外出席の中で審査を行っておりますので、省略させていただき、審査の結果についてのみ御報告をさせていただきます。

なお、御配付の文書及び資料の説明につきましても省略させていただきますので、御了承賜りたいと思います。

それでは、報告いたします。

認定第1号平成25年度三笠市一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号平成25年度三笠市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号平成25年度三笠市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号平成25年度三笠市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号平成25年度三笠市育英特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号平成25年度三笠市水道事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号平成25年度三笠市下水道事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号平成25年度市立三笠総合病院事業会計歳入歳出決算の認定については、8件とも特段の討論もなく、認定すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。  
認定第1号から認定第8号までについて、一括して質疑を受けます。  
質疑のある方は、発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 質疑ないようですから、認定第1号から認定第8号までについての質疑を終了します。

これより討論に入ります。

初めに認定第1号について、討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第1号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

認定第1号平成25年度三笠市一般会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第2号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

認定第2号平成25年度三笠市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第3号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

認定第3号平成25年度三笠市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第4号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

認定第4号平成25年度三笠市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第5号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

認定第5号平成25年度三笠市育英特別会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第6号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

認定第6号平成25年度三笠市水道事業会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第7号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第7号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

認定第7号平成25年度三笠市下水道事業会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決定しました。

最後に、認定第8号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

お諮りします。

認定第8号について、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

認定第8号平成25年度市立三笠総合病院事業会計歳入歳出決算の認定については、決算特別委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

### ◎日程第3 議案第49号 議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査について

---

◎議長（谷津邦夫氏） 続いて、日程の3 議案第49号議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、議会運営委員長及び常任委員長の共同提案にかかわるものであり、文書記載のとおりでありますので、提案説明、質疑及び討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

本案については、提案説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

議案第49号について、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

議案第49号議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第4 意見書案第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

---

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の4 意見書案第2号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を議題とします。

本案については、齊藤議員のほか2人からの共同提案のかかわるものであり、この際、提出者を代表し、齊藤議員から提案理由の説明を求めます。

齊藤議員、登壇願います。

（3番齊藤且氏 登壇）

◎3番（齊藤 且氏） 意見書案第2号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を

求める意見書につきまして、朗読をもって提案いたします。

わが国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっています。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療がB型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼります。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来しています。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところです。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされました。しかし、国においては肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていません。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題であります。

よって、本議会は下記事項を実現するよう強く要望します。

記。

- 1、ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること
- 2、身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月30日。

北海道三笠市議会。

提出先につきましては、下記の記載のとおりであります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◎議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第2号について、原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(谷津邦夫氏) 御異議なしと認めます。

意見書案第2号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書は、原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

---

### ◎日程第5 意見書案第3号 軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書

---

◎議長(谷津邦夫氏) 日程の5 意見書案第3号軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書を議題とします。

本案については、澤田議員ほか2人からの共同提案のかかわるものであり、この際、提出者を代表し、谷内議員から提案理由の説明を求めます。

谷内議員、登壇願います。

(6番谷内純哉氏 登壇)

◎6番(谷内純哉氏) 意見書案第3号軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書につきまして、朗読をもって提案いたします。

軽油引取税については、平成21年度の地方税法の改正のより、道路特定財源としての目的税から普通税へ変更されたことで、平成23年3月末をもって課税免除措置が廃止される予定となっていたが、索道事業者等からの強い要望により、3年間の延長措置が認められ、平成27年3月末での適用期限を迎えることとなります。

索道事業では、スキー場のゲレンデ整備に使う圧雪車の燃料、降雪機の動力源として使用する軽油について免税となっており、この制度がなくなれば、スキー人口の減少等から現在でさえ大変厳しい経営環境をさらに圧迫し、スキー場の経営は一層厳しいものとなり、北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧されます。

当市におけるスキー場においても、安全・安心かつ快適なゲレンデを提供するため、雪面整備に圧雪車等を使用しており、利用者の減少等厳しい環境にあるスキー場の経営維持に軽油引取税の免税措置は不可欠なものとなっています。

よって、国においては、索道事業者、農林水産事業者、鉱物採掘業者等の経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月30日。

北海道三笠市議会。

提出先につきましては、記載のとおりであります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◎議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第3号について、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第3号軽油引取税の課税免除措置の継続を求める意見書は原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

---

**◎日程第6 意見書案第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書**

---

◎議長（谷津邦夫氏） 続いて、日程の6 意見書案第4号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題とします。

本案については、澤田議員ほか2人からの共同提案のかかわるものであり、この際、提出者を代表し、澤田議員から提案理由の説明を求めます。

澤田議員、登壇願います。

（2番澤田益治氏 登壇）

◎2番（澤田益治氏） 意見書案第4号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書につきまして朗読をもって提案いたします。

本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきました。一方で、人口減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はもとより、自治体の存続が危ぶまれる事態も想定されています。一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、我が国においては、化石燃料への依存度が高まっており、森林や木材が果たす役割はこれまで以上に重要となっています。

国は、こうした現状を踏まえ、平成21年に「森林・林業再生プラン」を策定し、10年後の木材自給率を50%以上とする目標を掲げ、豊かな森林資源を活用して効率的・安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給・利用拡大に必要な体制

を構築することにしました。

このような中で、道では平成21年度に国が創設した「森林整備加速化・林業再生基金」を活用し、間伐や路網の整備、高性能林業機械の導入、さらには木材加工流通施設・木造公共施設の整備、木質バイオマスのエネルギー利用施設の整備など、森林資源の循環利用の実現に向け、川上から川下に至る地域の様々な取り組みを支援してきたところであります。

この結果、トドマツやカラマツなど、人工林を主体とする森林の整備や、森林の整備に伴って産出される木材の有効利用が進み、本道の木材自給率は全国の2倍以上の約6割に達しております。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要であります。

よって、国においては次のことを実現するよう強く要望します。

記。

1、森林の整備から木材の利用促進といった地域に多様な取り組みを支援するため、「森林整備加速化・林業再生基金」の継続、または同様の仕組みを創設するなど、林野関連施策の充実・強化を図ること。

2、地球温暖化防止、特に、森林吸収量の算入上限値3.5%の確保のための森林整備の推進や木材利用促進を図るため、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を追加するなど、安定的な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月30日。

北海道三笠市議会。

提出先については、記載のとおりでございますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

◎議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第4号について、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第4号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

は原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

---

## ◎日程第7 意見書案第5号 義務教育無償、義務教育費の財源確保を求める意見書

---

◎議長（谷津邦夫氏） 日程の7 意見書案第5号義務教育無償、義務教育費の財源確保を求める意見書を議題とします。

本案については、谷内議員のほか2人からの共同提案のかかわるものであり、この際、提出者を代表し、丸山議員から提案理由の説明を求めます。

丸山議員、登壇願います。

（7番丸山修一氏 登壇）

◎7番（丸山修一氏） 義務教育無償、義務教育費の財源確保を求める意見書につきまして、朗読をもって提案をいたします。

義務教育国庫負担制度は標準的な教職員数の確保について国の責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっております。また、これは地域主権を脅かすものではなく、むしろ地域主権を保障する制度であり、義務教育には必要不可欠なことから、この制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を3分の1から2分の1へ復元するなどの制度改善が極めて重要であります。

今年度の政府予算では、生活保護費の算定要素である「生活扶助費」を段階的に削減する政策を進めております。削減は「就学援助」を受ける全道9万4,000人の子どもたちにも影響を及ぼすおそれがあります。

教育現場においては、テストやドリルなどの教材費の保護者の負担が大きくなっております。地方交付税措置とされている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ております。

また、国庫負担率が2分の1から3分の1になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員の定数の未充足などの状況も顕著となっており、教職員定数の拡充は喫緊の課題となっております。このことから、国においては教育予算の確保、充実を図られよう強く求めます。

記。

1、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を2分の1に復元すること。

2、「30人以下学級」の早期実現に向けて、小学校1年生から中学校3年生の学級編成標準を順次改定すること。当面「新たな教職員定数改善計画」を早期に導入すること。また、住む地域に関係なく子供たちの教育を保障するために、複式学級の解消に必要な教職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること。

3、子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。

4、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費、就学援助制度など、国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先については、下記記載のとおりでありますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◎議長（谷津邦夫氏） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

質疑、討論を省略することに決定しました。

続いて、お諮りします。

意見書案第5号について、原案可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（谷津邦夫氏） 御異議なしと認めます。

意見書案第5号義務教育無償、義務教育費の財源確保を求める意見書は原案可決されました。

本意見書は、議長名をもって本文記載の提出先へ送付します。

---

### ◎閉 会 宣 告

---

◎議長（谷津邦夫氏） 以上で、今定例会に付議された事件は全て終了しました。

以上をもちまして、平成26年第3回三笠市議会定例会を閉会します。

御苦労さんでした。

閉会 午前10時42分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員